サービス時の「遅延行為」に関して

競技規則第９条「サービス」第１項（１）により、サービス時の遅延行為について規定されていますが、2025 年版の講習会ルール教本（緑本）には、以下にあるような補足説明が記載されました。

競技規則

第９条　サービス

第１項

（１）サーバーとレシーバーがそれぞれの態勢を整えた後は、両サイドとサービスを不当に遅らせてはならない。

＊ サーブやレシーブの位置についたら、プレーヤーが、準備ができていないことを示すため手を挙げている場合でも、サーバーが立って何もしない場合やラケットを左右に動かしている場合でも過度な遅延は不当な行為になり、主審の判断でサーバーまたはレシーバーに遅延行為として、「フォルト」にする場合がある。

＊＿＿＿＿部分が競技規則書（赤本）にない部分になります。
あくまで、主審の判断には、なりますが、『遅延行為』となる場合もあることが記載されました。

本年度は、競技規則書改訂年ではないため、現在の競技規則書には反映していない状態なので、こちらの方で紹介させていただきます。

神奈川県バドミントン協会　審判委員会